

国分寺市教育委員会議事録・第8号

会議の種類 第7回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和7年7月24日(木) 午前10時00分
会議の場所 国分寺市役所 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	豊 田 泰 之

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長

	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝 美
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美
選定資料作成委員会委員長	茂 呂 雅 仁
特別支援学級設置校長会会長	植 木 淳

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 3人

〔開会と署名委員の指名〕

午前 10 時 00 分、教育長は開会を宣言し、署名委員として 2 番辻委員、3 番大木教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和 7 年 5 月 26 日開催の令和 7 年第 5 回国分寺市教育委員会定例会議事録第 6 号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。大変暑い日が続いています。先週の 7 月 18 日に各小・中学校では終業式を終えて、19 日から夏季休業日が始まりました。今年も大変厳しい暑さの中ですが、長い休業日を利用して子どもたちには様々な体験や活動をして欲しいと思います。

また今月 12 日に、井澤邦夫前市長が退任され、13 日から丸山哲平新市長が就任されました。これまで以上に新市長及び市長部局と連携をしながら、教育行政をしっかりと進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

〔議事〕

1 議案第 39 号 専決処分について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱（平成 27 年要綱第 2 号）第 3 条の規定により、令和 7 年 7 月 1 日より委員を委嘱する必要がある、専決処分したので、教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 令和 7 年第 4 回教育委員会定例会で議決を受けた第 6 期国分寺市立本多公民館運営サポート会議委員のうち、決定していなかった項番 8、設置要綱第 3 条第 2 号の地域団体の代表者の選出について、7 月 1 日より委員を委嘱する必要があります、専決処分したものです。

御審議のほど、お願いいたします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 本多公民館運営サポート会議の第 2 号委員に項番 8、小林謙介氏が入るということです。

（採決）

原案どおり承認（全員一致）

2 議案第 40 号 令和 8 年度使用特別支援学級教科用図書（一般図書）の採択について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、教育委員会で決定する必要がある。

稲村指導主事 市立学校における教科書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び関連法規に即して行われます。要項には現在使用中の小・中学校特別

支援学級教科用図書のうち、一般図書（特別支援学校・学級用）については、特に支障があり、これにより明らかに優れたものがある場合においては、採択替えを行うことができるとあります。

各校において5月2日から6月6日まで、来年度の一般図書について調査研究を実施し、6月13日までに調査研究報告書を提出して、7月10日に開催した教科用図書選定資料作成委員会では、その報告書を基に各校から説明を行いました。この後、選定資料作成委員会から報告します。

教育長 それでは教科用図書選定資料作成委員会の委員長から、選定の経過等について報告をお願いします。

選定資料作成委員会委員長 知的障害特別支援学級が設置されている学校は、国分寺市では5校あります。第二小学校のわかば学級、第四小学校の双葉学級、第七小学校のけやき学級、第二中学校のF組、第三中学校のI組です。この5校の、令和8年度に使用する教科用図書、いわゆる一般図書の選定資料を作成しました。さきほど説明があったとおり、7月10日に選定資料作成委員会を開催しました。その内容を報告します。

各設置小・中学校とも、在籍する児童・生徒の障害の種類や程度、能力や特性に最もふさわしい内容のものであることを踏まえて、選定資料をまとめました。また、可能な限り系統的に編集され、教科の目標に沿う内容を持つ図書であることと、上学年で使用する教科用図書との関連性も考慮して選定しています。その結果が配布資料に示されています。

なお、報告書の備考欄に丸印をつけている学校がありますが、これは、令和8年度から新たに加えた図書を示しています。また、この資料には一般図書以外に文部科学省の検定済教科用図書も記載しています。

小学校においては、第四小学校と第七小学校が全て検定済教科書を推薦しています。第二小学校は在籍児童数が多く、発達の段階の差が大きいことから、国語、社会、算数、理科においては一般図書を推薦しています。中学校においては、第二中学校、第三中学校ともに各教科で一般図書を推薦しています。なお、中学校の報告書上の教科書名の後ろに星がついた本は、文部科学省著作教科書です。これは、知的障害のある児童・生徒が体系的に学習を進めることができる内容となっています。本日は見本本として準備していますので、御覧いただければと思います。

以上、各設置小・中学校で令和8年度に使用する教科用図書の選定資料については、すべて適当であると判断しました。

御審議のほど、お願いいたします。

（意見・質疑の要旨）

武内委員 第四小学校、第七小学校、第三中学校の教科書の推薦理由でお尋ねしたいのですが、幾つかの教科書に関して、「学年相応の学習が部分的に可能なため」という記述があります。子どもたちの障害の実態等に応じて、教科書の中のこの部分について使えるというのが、おそらく現場の中での対応だと思いますが、ネガティブな捉え方をすれば、全体としては適切ではないが、部分的には教科書として使えるという捉え方ができると思います。そのあたりを教えてください。

選定資料作成委員会委員長 検定済教科用図書は系統的、体系的に非常に考えられている教科書ですが、全ての内容を知的障害学級の子どもたちに使えるかというと、時間的、内容的に難しいものがありますので、各学級に在籍する子どもたちの実態に合わせて、適切

と思われる教材についてピックアップして使用しています。

その意味で部分的に、通常の学級で行われている授業と同じような形ではなく、学級の中でも子どもによって障害の程度や種類、こだわりも異なりますので、それに合う形で各担任が自作したプリントや、補助教材を適時使いながら、子どもたちに提供する形で授業を行っています。その意味で教科書全部ではなく、部分的に適切である、可能である部分について活用しているという形で「部分的に可能」という意味になります。

武内委員 よく理解できました。日頃の御指導、ありがとうございます。

大木教育長職務代理者 今回御推薦いただいた一般図書の採択に関して全く異議はありません。

委員長ではない方に回答いただきたいのですが、委員長から話があったように、検定済教科用図書を使用している学校では、毎年児童・生徒に適した形で、先生方が自作のプリントや補助教材を使用しているということですが、以前もそれらを各学校のみならず市内全校で共有し、活用いただきたいとお願ひしました。作成された資料や補助教材の現在の状況や情報共有について教えてください。

稲村指導主事 現在、特別支援学級の連絡会で情報を適宜共有しています。また同様に、市の研究会の知的障害の部会で、それぞれの指導を見て、教材の有効性を検討する形で、授業も含めて共有しています。当然、先生方の中で有効な教材は共有して使いたいという意見もありますので、適宜そうした会を活用して進めています。

大木教育長職務代理者 大変よい試みだと思います。それぞれの子どもに最適な学びを提供する意味においても、また先生方が一から考えるというよりも、情報共有、意見交換、討議を通して、より有効な形で教育を行えると思いますので、今後も積極的に、各校のみならず市内全校で全ての子どもたちに関わっていくスタイルで進めていただくのが適切だと思います。

教育長 研究していくことも重要ですし、またICTが随分進んでいますので、データとして共有するようなことも、更に推進していただけたらと思います。

藤井委員 武内委員の質問に関連して、「学年相応の学習が部分的に可能なため」という推薦理由がついているものは、各学年の検定済教科用図書に多いかと思います。

これは通常の学級との交流のときに使う教科書でもあると思いますが、交流の際、特別支援学級の担任が個別の子どもの様子などを勘案し、通常の学級の進度、現在どこを扱っているかも全体的に把握し、おそらく基本的に決まっている通う学期も把握し、状況を見極めながら個別に対応しているという理解でよいですか。運用について教えてください。

稲村指導主事 交流する学級は一定程度決まっています。交流学級の状況を、交流学級の担任と知的障害特別支援学級の担任が情報共有し、学習の状況や子どもの状況を見て、交流を進めています。子どもの気持ち、学習の進度なども非常に大きく関わりますので、しっかりと情報共有して、交流を行っています。

選定資料作成委員会委員長 小学校の場合、各学級に在籍している子どもたちが交流学級を決めています。全員ではありませんが、通常の学級の子どもたちと同じ集団の中で学ぶ機会をできる限り増やしていこうと取り組んでいます。図工や音楽などの教科においては、通常の学級と同じ教科書を使用し、通常の学級に入り、ほかの子どもとの交流という部分も含めて、一緒に学習している場面が多く見られています。

辻委員 先ほど、第二小学校のわかば学級では在籍児童数が多く、発達の幅が広いため、検定済教科書ではなく、一般図書を採択したという説明がありました。

発達の幅が広いとなると、ゆっくり学ぶことが適している子どもと、割と早い進度でも一定程度ついていける子どもがいると想像しています。後者については、むしろ検定済教科書からピックアップする、先ほどの話のような対応が適している場合もあると想像しますが、そうした発達の幅に対応するためにどのような工夫をされているか教えてください。

選定資料作成委員会委員長 おっしゃるとおり、発達や障害の程度に差がある場合は同じ教科書を使用できませんので、各学級の担任が非常に工夫し、教材を何種類か用意して、程度の違うものを使い、授業を行っています。

例えば、1人で考えて文章を書ける子どももいれば、幾つかのヒントを与えないとできない子ども、あるいは幾つかの項目を選択させる子どももいます。授業を行う中でも、その子に合わせたプリントを配布しているという実態があります。

第二小学校の場合、幾つかの障害を併せ持った子どもや障害の程度が重い子どもも各学年に多く見られるということで、どうしてもこの一般図書を採用し、子どもの実態に合わせ、その興味関心やこだわりの強さを併せて見ながら選定してきた経緯があるようです。

辻委員 ゆっくり学ぶことを重視する子どもに合わせつつも、そうでない子どもに向けては、先生方がプリントなどで工夫をして、個別にその子に最もよい教材を日々使用していると理解しました。

教育の本来の姿のようにも思いますので、ぜひ、大変なことかとは思いますが、日々、そのように対応していただければありがたいと思います。

教育長 お話を伺うと、先生方の日々の御苦勞を本当に感じますが、子どもたち一人ひとりに合った教材を開発し、この教科用図書を活用しながら指導を進めることは大変うれしく思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 令和7年第2回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

教育部長 令和7年第2回定例会の一般質問について報告します。資料 No. 1の通告一覧のうち、9名の議員から教育委員会に関する質問がありました。主な質問とその答弁内容について報告します。

4番、高野ふみお議員。項番1、教員の過重労働の実態について。(1)勤務時間の記録について。以前、議会において答弁した教員の勤務時間の記録方法について変わりはないか。また、持ち帰り残業の実態把握を検討すべきではないかという質問がありました。

記録方法については変わりがないこと。持ち帰り残業については、現状では教育委員会として実態把握をするという考えはなく、今後も管理職が業務内容や業務量を把握し、効率的な仕事の進め方や、超過勤務縮減に向けた教員の意識改革、組織風土の醸成を図るなど、業務改善に努めていくと答弁しています。

(2)教員の疲弊の実態と市の取組について。教員の長期療養者数の推移について、資

料を基に質問され、相模原市の取組を紹介いただき、専門家も加えた形で、先生の心と体を守る支援センターのようなものを緊急に構築すべきではないかと質問がありました。

市立小・中学校の教職員の病気による休職者数については、毎年一定数の病気休職者がいる状況をお答えし、教職員のメンタルヘルス対応については、喫緊の課題であることを認識していること。本市教育委員会事務局では、学校産業医と保健師を配置しており、教職員の健康の維持増進やメンタル面のケアに努めていること。学校現場での健康相談等の対応や、加えて東京都の新規採用教員メンター制度を導入し、日常的な声かけや相談を通じてサポートを行っているなどの取組について説明し、今後も教職員が意欲的に職務に取り組む、やりがいを持って教育活動を行うことでウェルビーイングを高めることができるように、学校のサポートを継続していきたいと答弁しています。

(3) 市独自の市内市立小・中学校の正規教職員の増員について。議員が大学で事務職員をしていた経験から、教員には教える仕事に専念していただくべきであり、市独自で学校事務職員を正規雇用し、加配すること。新たな校務システムを導入される際に、ITサポートの専門スタッフを各校に配置する考えはあるのかとの質問がありました。

学校事務を担当する都と市の職員を既に配置し、そのほか様々な業務に応じて、会計年度任用職員も配置していることから、市独自で更に加配する考えはないこと。ITサポートの専門スタッフの配置については、令和5年度に教育委員会事務局のシステム担当職員を増員し、様々な相談を丁寧を受け止めながら、日々適切なサポートを実施しており、また、次世代教育系システムへの方針では、新たに巡回サポート人員による定期的な全校の巡回支援等を実施する予定で、人員体制の拡充により、教員の負担軽減とICTの活用能力の向上を目指して、全校の情報教育の更なる充実を図っていく旨、答弁しています。

(4) 現場の声の聞き取りについて。こちらは教員の声を吸い上げる仕組みについての考えを質問されました。

現場の声に耳を傾けることについては、重要だと認識している。管理職を通して教職員の意見を把握すること。また、学校訪問等を通して、直接先生方と対話することも大切にしていきたい。対話の中で話しにくい、言いにくいという状況もないので、しっかりと受け止めていきたいと答弁しています。

6番、小坂まさ代議員。項番1、市民との協働を進めていくために。(3) 公民館における協働事業について。地域全体で学びを深め、地域社会を活性化していくために市民との協働が不可欠であり、現在、公民館が行っている協働事業の種類とその意義について、また、コロナ前と比較して、協働事業の件数の推移と今後の展望について質問がありました。

公民館が行っている協働事業の種類を説明し、参加者には活動の場の提供及びともに学ぶ機会の充実を図っていること。コロナ前と比べて協働事業の件数は増加していること。今後については、コミュニティ・スクールとなった各学校との協働事業の充実を図っていくことなどを考えている旨、答弁しています。

(4) 学校キャンプについて。学校キャンプの事業の重要性についての質問と今後、全小学校で実施できるよう要望がありました。

学校キャンプについては、地域の特性を生かした取組として地域の方々が主体となり、実行委員会を組織して実施しています。子どもたちは仲間や地域の方々と触れ合い、地域に愛着を持ち、豊かな地域コミュニティの形成にもつながるもの。また、地域コミュニティの醸成は、希薄化が進む地域社会の課題解決や、災害時における共助の力になることから、学校キャンプを継続して実施する意義は大きいということ。また、学校との連携・協

力が不可欠であり、当該事業へ理解・協力を深め、実行委員会の皆様が円滑に事業を実施できるように努めていくと答弁しています。

項番2、学校における子どもたちへの特別な支援について。(1)市立小・中学校の今年度の特別支援学級と特別支援教室の状況について。主に第六小学校の知的障害特別支援学級増設についての質問で、現時点での状況について質問がありました。

令和6年1月に公表した国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会報告書に基づき、市立第六小学校に特別支援学級の開設準備を進めるという報告を、令和7年4月の教育委員会定例会で行いました。詳細については、改めて報告するとともに、保護者等への丁寧な説明を遅滞なく行っていききたいと答弁しています。

また、増加傾向が続く自閉症・情緒障害支援級の増設についても、今後検討が必要ではないかとの質問に、特別支援教育推進委員会において、令和8年度以降の特別支援教育の充実に向けて検討していく予定で、その際の論点の一つとなるであろうと答弁しています。

(2)学校生活支援シートと個別指導計画について。学校生活支援シートの作成と就学支援シートの違いについてと、個別指導計画はいつどのように作成されているのか、質問がありました。

それぞれの作成内容と活用方法、違いについて説明し、個別指導計画については、学校生活支援シートとともに年度当初に作成するもので、年度途中で入級・入室された児童・生徒、また、年度途中で保護者との相談の上、作成が必要となった児童・生徒はその都度作成していることを答弁しています。

(4)就学相談について。こちらは改善された点について質問がありました。

就学相談の締切りを9月末日から7月末日に変更したことで、授業見学や説明会への参加案内を2学期開始に合わせることができ、保護者が就学先を検討する時間にゆとりを持てたことが考えられること。また、就学に関する相談、必要書類の準備、判定に係る審査等について、年度末までに確実に実施することができたことを答弁しています。

9番、皆川りうこ議員。項番3、自殺対策について。(2)Web空間の居場所について。子ども・若者向けの自殺対策支援策のアプリ「かくれてしまえばいいのです」について紹介があり、教育現場で活用いただけないかとの提案がありました。

学校においても、自殺防止対策の取組を進めることは極めて重要であることを認識しており、学校現場でどのように活用できるか、研究していききたいと答弁しています。

10番、中山ごう議員。項番3、難聴・言語障害の通級指導学級の設置に向けて。隣接市における難聴・言語障害通級指導学級の実施状況、また、以前の議会での質疑等を基に、状況把握及び必要性について質問がありました。

難聴通級指導学級への入級は、指導が必要な子どもについて、本市と連携している近隣市などに設置された学級を利用できるようにしており、一人ひとりの子どもの実態、保護者のニーズ、また通学距離等に応じて選択できるようにしています。難聴通級指導学級での指導を必要とする子どもへの適切な指導の在り方については、研究していききたいと答弁しています。

項番4、小学校における朝の児童の居場所づくりを。共働き世帯が増え、小学校1年生の子どもの朝の居場所の問題について、東京都により今年度、予算を計上し、意向調査があったことで、実施に向けた検討をしてほしいと要望がありました。

東京都が実施したアンケートは、令和7年度における朝の子どもの居場所づくり事業の実施に当たり、市区町村の意向等を把握するために行ったものです。安全・安心な環境を

確保することが大前提であり、多くの課題が存在しており、東京都においても本事業の効果等について検証を行うとしています。その検証結果や他自治体の取組状況等も注視した上で、引き続き、関係課とともに慎重に検討していきたいと答弁しています。

11 番、木島たかし議員。項番 1、「小 1 の壁」について。こちらと同じ質問になりますが、小 1 の壁と言われている問題に対して、市の現状の取組について質問があり、子ども家庭部と教育委員会から答弁しました。

子ども家庭部からは、放課後の居場所として、学童保育所やランドセル来館事業等はあるものの、朝の居場所については現在実施していないこと。教育委員会からは、放課後の居場所としての機能を、放課後子どもプランは果たしている旨を答弁しています。

朝の子どもの居場所づくりについての本市としての考え方、見解について改めて質問がありました。子ども家庭部から、現在様々な課題があり、スクールゾーン時間以外における登校時の通学路の安全確保や、見守りをする人材の安定的な確保、学校等の施設内での安全管理、事故や怪我などのトラブル発生時の対応など、東京都も本事業の効果等を検証する段階であるため、その検証結果や他自治体の取組も注視しながら、関係課とも検討していきたいと答弁しています。

13 番、松岡まり議員。項番 1、プラスチック削減に向けた取組。(3) 学校での取組。授業で多く使用するプラスチック教材について、3 R (リデュース、リユース、リサイクル) の視点や、廃棄処分などを含め、学校での取組、指導について質問がありました。

各学校では、発達段階に応じて指導をしていること。学年をまたいで複数年使用する、学習後すぐに廃棄せずに家庭で再利用するなど、学びを深めるよう指導しています。また、劣化等により使用できなくなって廃棄する際にも分別するなど、適切に廃棄するよう指導をしています。また、上履きの寄附を募り、貸出用の上履きとして再利用したり、中学校卒業後に標準服を寄附していただき、必要とする生徒に譲渡したりするなど、再利用の取組も行われている状況について答弁しています。

項番 2、子どもたちを取り巻く環境。(1) 香害・化学物質過敏症への取組。昨年度、全小学校を対象に個人所有する給食着の持参についてという通知があり、その経緯、反応、そして今後更に詳細な内容での通知ができないかとの質問がありました。

この通知は、これまでも個人が所有する給食着の持参について相談があったことから、学校給食着は貸与を基本とするものですが、家庭からお持ちいただく際に、配慮いただきたい点を示したもので、詳細な内容については、国から配布されるポスターを掲示することにより周知を図っていく旨、答弁しています。

(2) 電磁波過敏症への取組。予防原則の立場に立ち、市内小・中学校において、電磁波に対する対応について実施してほしいとの要望がありました。

市立学校内に構築した ICT 環境については、国の基準を満たしていることから、悪影響は生じていないものと考えており、現時点において、この症状に特化した対策については実施していない旨、答弁しています。

(3) GIGA スクール構想による効果とデメリット。ICT 機器の使い過ぎによる健康被害や依存度の高さなど、導入後の効果とデメリットについても検証することが必要であるとして、現在の取組についての質問がありました。

ICT 機器を使用するに当たり、健康面やメディアリテラシーに関する心配については、今のところ学校からそうした報告を受けていない状況ですが、引き続き、児童・生徒の健康面での配慮を行っていくことや、メディアリテラシーの視点においては、情報活用能力

の育成等、充実を図っていききたいと答弁しています。また、1人1台端末を使う際は、目の健康を考えて、目と端末の距離をあけることや、使用時間に気をつけることなど、使用上の注意点を伝え、指導している状況をお伝えしました。

項番3、不登校児童・生徒への支援「トライルーム」。(1) 児童・生徒の様子と令和7年度の取組。トライルームへの入室までの流れ、また、教育委員会の執務室が新庁舎へ移り、ひかりプラザ4階に増設されたトライルームひかりの活用内容等について質問がありました。

入室を検討されている場合、相談先や面談、体験入室等の入室前の流れを説明し、ひかりプラザ4階での活用内容については、アートタイムやプレイタイムといった体験的な活動を行う場として使用していることを答弁しています。

(2) バーチャル・トライルームについて。試行実施であった昨年度の登録数や利用数、効果などの状況や、今年度はどのようにしていくのかとの質問がありました。

昨年度の児童・生徒の登録数や利用状況について説明し、利用した児童・生徒からの声、感想を説明しました。運用を開始してから、学期ごとの内容改善を図りながら、充実を進めてきました。今後も児童・生徒の利用の実態を把握しながら、児童・生徒からの要望を聞き取ったり、トライルーム指導員と保護者との面談の際に利用状況を聞いたりするなどしながら、改善を図っていききたいと答弁しています。

14番、星いつろう議員。項番2、障がいのある子どもたちの移動に関するサポートの拡充に向けて。(3) スクールバスの利用について。特別支援学級の子どもたちを対象に実施している市のスクールバスの現状と中学生の利用について、是正等の要望がありました。

本市のスクールバス運行事業の目的及び対象については、特別支援学級に在籍する児童のうち、徒歩での通学が難しく、原則として小学校低学年を中心とした子どもたちを対象とし、通学時の安全確保を図るため実施していること。また、将来的な自立に向けて、毎年進級時に少しずつバスを利用せずに、極力自力での移動、登下校ができるようになっていただくことも重要な教育的な意義と捉えていること。スクールバスの運行业務を実施していない都内多摩地域の自治体は多数あり、バス運行业務を実施していても中学校の生徒を利用対象としている自治体がない中、本市では生徒の状況も踏まえつつ乗車の可否について検討・調整を行い、その上で一定程度理解、協力いただきながらバス利用を例外的に認めている場合もあり、重ねて理解をいただきたいと答弁しています。

項番3、特別支援学級について。(1) 介助員などの人材確保と配置について。介助員や特別支援教育支援員の配置状況、配置基準や任用までの流れ。また、必要な人員を配置するための市での対応についてなどの質問がありました。

介助員については、市独自の施策で、特別支援学級1学級に対して1人配置、特別支援教育支援員については、特別支援学校への就学が適当であるとされたものの、総合的な判断により、市立小学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の支援を行うため、学校1校に対して1人配置していること。必要な人員を配置するために市のホームページで募集を行い、教育委員会事務局や学校の管理職等が広く市内外の人材情報を集めていること。また、現在、介助員として勤務されている方々のつながりで、身近な情報も集めていることについて答弁しています。

15番、高瀬かおる議員。項番3、ヤングケアラーについて。子ども家庭部との質疑等の中で、学校の果たす役割は大きく、子どもたちが本来一番話しやすいのは学校の先生やスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーではないか。気軽に相談できる

そんな学校の環境、雰囲気をつくってほしいとの質問がありました。

学校現場においては、担任が中心となって児童・生徒の見守り、同じ学年を受け持つ教員や養護教諭が見守りを行っている。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携も含めて、学校組織全体で対応できるよう相談体制を整えているなどの取組について説明し、今後もそのような取組を含め、一人ひとりの子どもたちの様子をきめ細やかに見守るとともに、相談があった際にはしっかりと受け止め、適切に対応できるよう相談体制を整えていきたいと答弁しています。また、今年度からスクールソーシャルワーカーを中学校に1人ずつ配置し、中学校区の中の小学校にも巡回することもお話ししました。

16 番、鈴木ちひろ議員。項番 2、性と生殖に関する健康と権利（SRHR）について。（1）生理の視点から見るジェンダー平等。小・中学校のトイレでの生理用品の設置状況の確認と課題について質問がありました。

小学校では高学年の利用が多いトイレを中心に、中学校では屋外を除く女子トイレに、個室又は洗面台の上に設置していること。養護教諭やスクールサポートスタッフのほか、保健委員などにより在庫管理を行い、数が少なくなってきた際には、適宜補充を行っている旨、答弁しています。

また、課題等については、小学校では場所を移動されるなどのいたずらが複数回生じたという事例の報告があったこと。養護教諭からは、生理用品を自分で用意するための習慣が身につかないのではないかといった懸念の声も上がっていることを答弁しています。

項番 4、気候危機における熱中症対策について。学校でも夏の暑さ、熱中症の危険性は非常に高くなっており、学校の教室の温度測定を適切に行うべきだとこれまでも要望してきたため、その点について引き続きお願いしたいと要望がありました。酷暑による学校の教室の高温化はますます深刻であり、今後は断熱改修なども併せて検討し、熱中症対策の拡充を引き続きお願いしたいと要望がありました。

報告は以上です。

（意見・質疑の要旨）

教育長 第2回の定例会で多くの質問をいただきました。様々な答弁をしたので、これに基づき、今後の対応を進めていきたいと思っています。

2 第5期国分寺市公民館運営審議会の答申について

（事務局からの説明）

公民館課長兼本多公民館長 第5期国分寺市公民館運営審議会より、6月に答申がありましたので報告します。

資料 No. 2、30 ページを御覧ください。諮問事項の具体的なテーマは、（1）これからも地域に根差す公民館としての役割について。（2）複合施設内の他の施設との連携した事業展開について。これらの二つを設けました。

ここからは、冒頭からページを追って説明します。3 ページ、「Ⅰ 国分寺市旧庁舎用地利活用基本計画の概要」には、複合施設の概要が書かれています。4 ページに書かれているとおり、地下階から地上3階の建物で、そこに入る既存施設は恋ヶ窪公民館のほか、恋ヶ窪図書館、福祉センター、生きがいセンターとくら、市民本多武道館です。また、新たに弓道場、市民サービスコーナーが入ります。審議会では、諮問前から公共施設マネジメント課と協議し、その結果を令和6年2月26日に教育長に対する意見書、「国分寺市現庁

舎用地利活用基本計画（複合公共施設）に関する意見」としてまとめて提出しています。詳細は 31 ページから 33 ページにありますので、後ほど御覧ください。

5 ページ、「Ⅱ 公民館とはどのようなものなのか」。ここでは公民館の基本的な役割について触れ、6 ページでは、新施設で担保されるべき条件が書かれています。第 1 にロビー的な空間を 1 階に設置すること。第 2 に複合施設全体としての協議体をつくること。第 3 に公民館の範囲を明示することが掲げられています。

8 ページ、「Ⅲ これからも地域に根ざす公民館としての役割について」。ここから多くのスペースを割いて、恋ヶ窪公民館を中心に、市内 5 館の公民館がこれまで地域で果たしてきた役割を記述しています。16 ページでは、公民館が地域に対して果たしてきた役割を踏まえ、複合施設に移転する公民館の役割を次の 5 項目にまとめています。（1）新しいコミュニティの形成。（2）地域づくりの推進。（3）子どもの成長の後押し。（4）基礎条件としてのロビー空間、範囲の明示、専門職員。（5）新施設敷地内の植栽についてです。小・中学校のコミュニティ・スクールとの連携、市役所移転後の恋ヶ窪地区の地域づくり、小・中学校で行われている国分寺学への協力などが示されています。

22 ページ、「Ⅳ 新施設内の他の施設と連携した事業展開について」。ここでは施設内の各施設との連携について言及されています。

23 ページからは連携をするための仕組みづくりが示されるとともに、恋ヶ窪公民館祭のように、具体的な連携事例が挙げられています。

26 ページ以降は、説明した答申の内容を簡潔にまとめたものとなっています。

いただいた答申を踏まえ、令和 10 年度の恋ヶ窪公民館の移転を円滑に進めていきたいと考えています。

報告は以上です。

（意見・質疑の要旨）

大木教育長職務代理者 公民館運営審議会委員の皆様においては、何度も熱心に検討いただき、答申を頂戴しましたことを本当に感謝申し上げます。答申を拝見して、改めて公民館の意義あるいは在り方について学ばせていただきました。

今回は、国分寺市旧庁舎用地複合公共施設における公民館の運営の在り方という諮問に対しての答申のため、特に恋ヶ窪公民館についての内容となっていますが、この概念は他の公民館にも十分通じるものだと思います。市民の皆様の交流の場の中心的な役割として果たされる在り方として、公民館は非常に重要だと思います。

それを踏まえた上で、今回は複合公共施設であり、他の施設との様々な協議や、互にこうしたい、こうありたいと思う部分もあると思いますので、十分に協議を重ねて、市民にとって、どのような形にするのが最も適切か、着地点を見つけてほしいと思います。

以前より私は公民館に、特に子どもたちが積極的に関わる機会をつくることができるか、いくつか提案させていただきました。様々な作品の展示や、近隣の小・中学校とコラボレーションした企画などで子どもの頃から公民館に足を踏み入れるように、例えば自分の作品が展示されているので、保護者も一緒に見学に来るというように、大人・子ども共に市民がより関わりやすく、第一段階のハードルが低くなるような公民館をぜひ目指してほしいとお願いしてきました。今回は特に複合公共施設ということから、更にそのような形の関わりも有効になると思います。ぜひ先ほど申したように、市民にとってより利用しやすく、互いに交流できる、その中心的な役割を担える形で事業を進めていただければと思い

ます。今後ともよろしくお願いします。

教育長 これまでこの答申にまとめられる前にも、教育委員の皆様方と公民館運営審議会の皆様方が議論や協議をする場も設けさせていただきましたし、また、私も意見を頂戴したことを通して、最終的にこの答申にまとめてくださったのかと思います。

新たな施設の中で公民館がどのように運営されるのか、不安もあり、また希望もたくさんある中で、この答申にまとめられたものを十分生かせるように、今後、様々な関係機関との調整も必要になります。今後も計画を練って進めていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

〔その他〕

社会教育課長 委員の皆様には事前にお知らせしていますが、現在ひかりプラザにおいて、空調機器の老朽化による故障が発生し、館内全体で冷房が効かない状況が続いています。老朽化した空調機器の復旧が難しい状況から、利用される皆様の安全面を最優先に考え、7月14日から9月30日まで市民への施設の利用貸出を中止しています。

なお、今年度、空調機器を更新する予定であり、現在その機器の製造をしている最中です。本年の秋口には設置に向けての準備ができるように進めています。利用者の皆様に御不便をおかけしていますが、周知等、丁寧に対応したいと思っています。

報告は以上です。

教育長 利用者の皆様方には大変御不便をおかけして申し訳なく思っています。また、職員についても、暑い時期ですので、可能な限り本庁舎で執務ができる環境を整え、様々な工夫をしています。トライルームなども公民館を活用しながら進めています。

早く空調設備を改修して、原状復帰ができたらと願っています。担当者も鋭意努力していますので、御理解と御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

〔閉会〕

午前11時00分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 2 番 辻 亜希子

3 番 大木 桃代

調製職員

廣瀬 喜朗